

第十三条の四中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第二十一条の第二項中「若しくは捕鯨用標識銃等販売事業者」を「捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスボウ製造事業者若しくはクロスボウ販売事業者」に、「銃砲」を「銃砲等」に、「第四号の四、第四号の五、第八号若しくは第十二号」を「第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号若しくは第十四号」に改め、同条第二項中「銃砲」を「銃砲等」に、「第四号の四、第四号の五、第八号若しくは第十二号」を「第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号若しくは第十四号」に改める。

第二十二條の二の見出し中「模造けん銃」を「模造拳銃」に改め、同条第一項中「模造けん銃」を「模造拳銃」に、「けん銃」を「拳銃」に改める。

第二十三條の三第一項中「けん銃」を「拳銃」に改める。

第二十三條の二中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改める。

第二十四條第一項及び第二項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第二十四條の二第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第七項中「銃砲若しくは」を「銃砲等若しくは」に、「当該銃砲」を「当該銃砲等」に改め、同条第八項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第二十五条の見出し及び同条第一項本文中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項ただし書中「一」を「いずれかに」に、「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第二項及び第三項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第四項中「銃砲」を「銃砲等」に、「第一項」を「同項」に改め、同条第五項中「銃砲」を「銃砲等」に、「とる」を「執る」に改め、同条第六項中「銃砲」を「銃砲等」に、「取扱」を「取扱」に改める。

第二十六條第一項及び第二項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第三項ただし書中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第五項中「すみやかに」を「速やかに」に、「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第二十七條の見出し及び同条第一項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同条第二項中「掲げる銃砲」を「掲げる銃砲等」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項各号及び同条第三項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第二十七條の二第一項中「猟銃等保管業者」の下に「若しくはクロスボウ保管業者」を加え、同条第二項中「を調査する」を「若しくはクロスボウ保管業者が委託を受けてクロスボウを保管する保管場所について、第十条の八の二第二項において準用する第九条の七第二項の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該クロスボウを保管しているかどうかを調査する」に改める。

第二十七條の三の見出し中「けん銃等」を「拳銃等」に改め、同条中「けん銃等」を「拳銃等」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に、「けん銃実包」を「拳銃実包」に改める。

第二十八條第一項中「銃砲（火なわ式銃砲等）」を「銃砲等（火縄式銃砲等）」に、「銃砲の」を「銃砲等の」に、「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第二項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第二十九條第一項中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改める。

第三十條第一項及び第三十條の二第一項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。

第三十條の三第一項中「けん銃等」を「拳銃等」に、「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改め、同条第二項中「けん銃等」を「拳銃等」に改める。

第三十條の四第一項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。

第三十條の五中「けん銃等」を「拳銃等」に改める。

第三十條の六中「けん銃等」を「拳銃等」に、「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。

第三十條の七第一項、第三十條の八及び第三十條の九第一項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。

第三十條の十中「けん銃実包」を「拳銃実包」に改める。

第三十條の十一第一項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同項第四号を削り、同条に次の一項を加える。

第三十條第二項（第二十一條において準用する場合を含む。）の規定に違反して拳銃等又は猟銃を発射した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條の十二中「予備をした」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第三十條の十三中「提供した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第三十條の十五中「けん銃等」を「拳銃等」に、「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。

第三十條の十六第一項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「けん銃等」を「銃砲等（拳銃等）」に、「第五号」を「第三号」に、「者」を「とき」に改め、同項第二号及び第三号中「者」を「とき」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「者」を「とき」に改め、同号を同項第五号とし、同条に次の一項を加える。

第三十條第二項（第二十一條において準用する場合を含む。）の規定に違反して銃砲等を発射した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十條の十七第一項中「けん銃等」を「拳銃等」に、「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改め、同条第二項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号及び第二号中「けん銃等」を「拳銃等」に、「者」を「とき」に改め、同項第三号中「けん銃実包」を「拳銃実包」に、「者」を「とき」に改め、同条第三項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号及び第二号中「けん銃実包」を「拳銃実包」に、「者」を「とき」に改め、同項第三号中「けん銃部品」を「拳銃部品」に、「者」を「とき」に改め、同条第四項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「けん銃部品」を「拳銃部品」に、「者」を「とき」に改める。

第三十條の十八中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三十條の九及び第三十條の十二の規定により禁止される拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋をした場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十條第二項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「けん銃部品」を「拳銃部品」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第十條の八第三項」の下に「又は第十條の八の二第三項」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第三号から第六号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第三十條第三項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「銃砲」を「銃砲等」に、「けん銃等」を「拳銃等」に、「者」を「とき」に改める。

第三十五條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「及び第九條の十第三項」を「第九條の十第三項及び第九條の十六第二項」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第九條の十第三項」の下に「及び第九條の十六第二項」を加え、「及び第十條の八第二項」を「第十條の八第二項及び第十條の八の二第二項」に改め、「第九條の十一第三項」の下に「第九條の十六第三項」を加え、「第二十一條」を「これらの規定を第二十一條に」に、「違反した者」を「違反したとき」に、「者を除く」を「場合を除く」に改め、同条第三号中「打刺命令」の下に「第四條の四第三項の規定による命令」を加え、「第十一條第七項若しくは第八項」を「第十一條第八項若しくは第九項」に、「銃砲」を「銃砲等」に、「者」を「とき」に改め、同条第四号中「者」を「とき」に改め、同条第五号中「及び第十條の八第二項」を「第十條の八第二項及び第十條の八の二第二項」に、「者」を「とき」に改め、同条第五号の二及び第六号中「者」を「とき」に改め、同条第七号中「銃砲」を「銃砲等」に、「者」を「とき」に改め、同条第八号中「者」を「とき」に改める。

第三十七條第一項中「第三十條の十一第一項第一号から第三号まで」を「第三十條の十一第一項」に、「第三十條の十六第一項第一号から第四号まで若しくは第六号」を「第三十條の十六第一項」に、「第三十條の十八第一号」を「第三十條の十八第一項」に改める。